

持続可能な社会に向けた人づくり



ねらい

健康

環境が心身の健康に与える影響を知るとともに、世界各地で起きている環境問題が健康被害を引き起こしていることを理解し、自分たちにできることを考えることができる。

生命

生命の誕生、生物の成長の仕組みを知り、生命がかけがえのないものであることを理解するとともに、動物種を含む自己の生命を尊重する態度を養う。

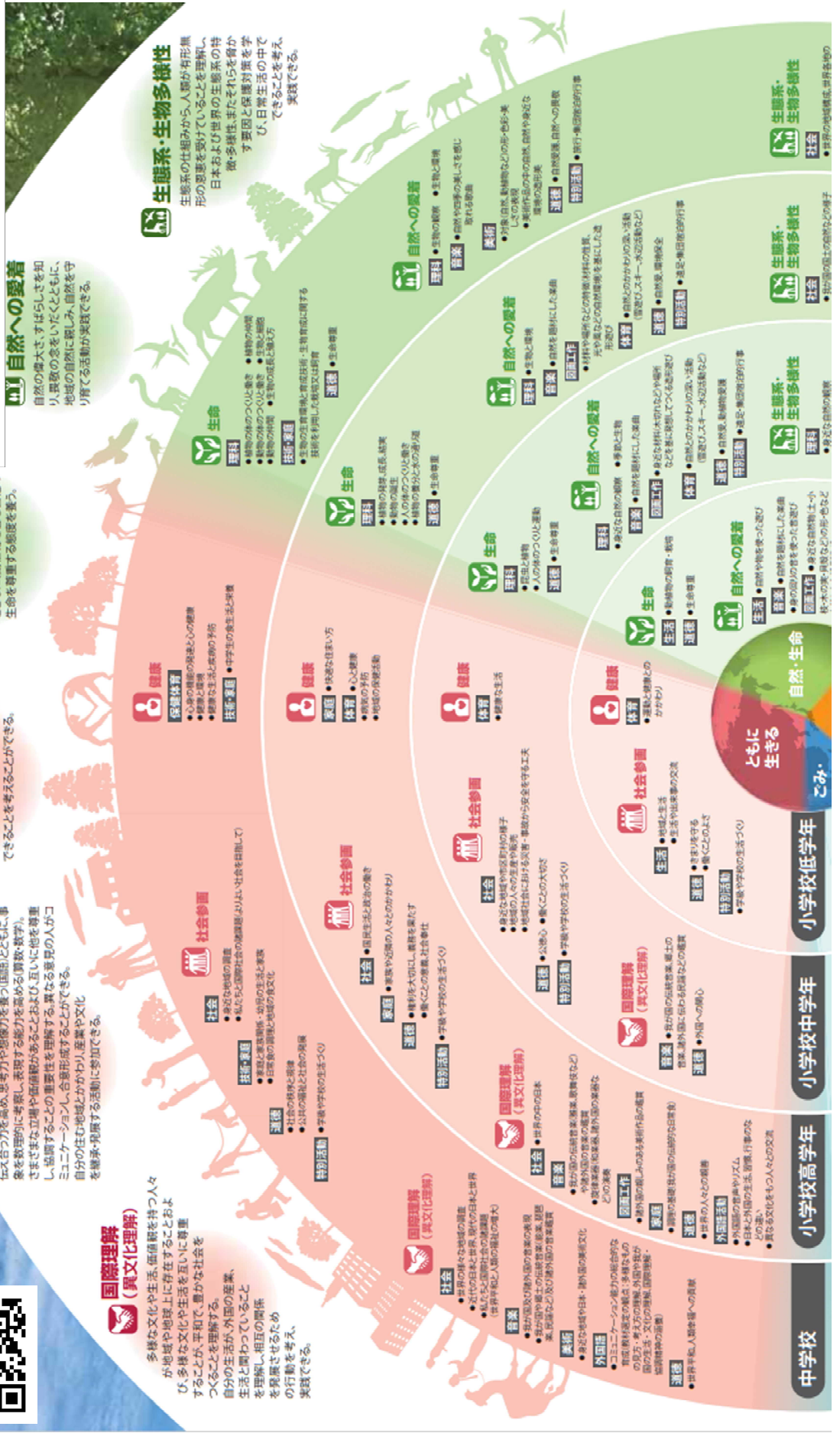
社会参画

伝え合つた力高め、思考力や想像力を養う(国語)とともに、事象を数理的に考察し、表現する能力を高める(算数・数学)。さまざまな立場や価値観があることおよび、互いに抱える重なり、協働することの重要性を理解する。異なる意見の人がコミュニケーション、合意形成することができる。自分の住む地域とかかわり、産業や文化を継承・発展する活動に参加できる。

国際理解 (異文化理解)

多様な文化や生活、価値観を持つ人々が地域や地球上に存在することおよび、多様な文化や生活を互いに尊重することが、平和で、豊かな社会をつくることを理解する。自分の生活が、外国の産業、生活と関わっていることを理解し、相互の関係を発展させるための行動を考え、実践できる。

図 1-5 は、新学習指導要領から、環境教育に関連する主な項目を抽出し、分野別・発達段階別(小学校低・中・高学年、中学校)に整理しています。学校全体の目標設定から、実際の授業計画作成まで、それぞれのステップに合わせた学習内容を確認することができます。



小学校低学年 小学校中学年 小学校高学年 中学校

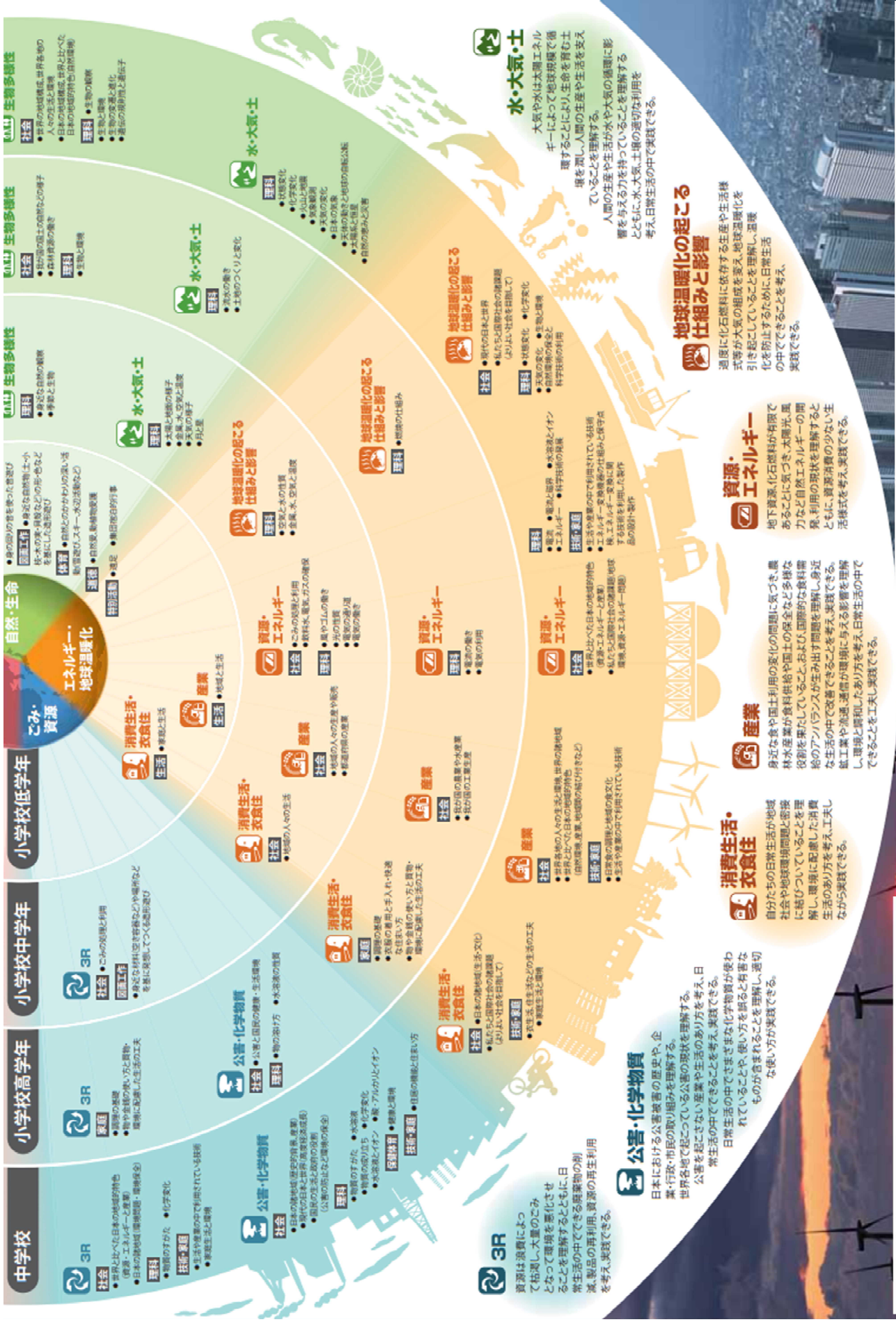


図 1-5 環境分野別の教科横断的な学習内容

出典：環境省 HP「授業に活かす環境教育（学年別・教科別ガイド）」

～県（環境関連・教育関連）及び国の動き～

- 平成 12 年度：「沖縄県環境基本条例」を制定
⇒「環境の保全及び創造に関する教育等の推進」について規定。
- 平成 15 年度：「沖縄県環境基本計画」を策定
⇒重点的に取り組む総合施策の 1 つとして、環境教育等の推進を位置づけ。
- 平成 15 年度：「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立
- 平成 17 年度：「沖縄県環境教育等推進方針」を策定
- 平成 19 年度：「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立
⇒学校内外における自然体験活動の実施など環境教育の促進について規定。
- 平成 21 年度：「沖縄 21 世紀ビジョン」を策定
⇒2030 年を目途とする目指すべき将来像の 1 つとして『沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島』を規定。
- 平成 23 年度：改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布
(施行：平成 24 年 10 月 1 日)
- 平成 24 年度：「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」及び「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画」を策定
⇒豊かな自然環境を次世代に継承するため、環境の保全に対する県民参画と教育の推進について規定。
- 平成 24 年度：「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」を閣議決定
- 平成 24 年度：「第 2 次沖縄県環境基本計画」を策定
⇒引き続き重点的に取り組む総合施策に、環境教育の推進が位置付けられるとともに、環境教育・環境学習の推進を県民の環境保全活動への積極的な参加を促す施策に位置付けた。
- 平成 24 年度：「沖縄県教育振興基本計画」を策定
- 平成 26 年度：「沖縄県環境教育等推進行動計画」を策定
⇒関係部局及び関係団体との連携のもと、本県の環境教育に関する各種施策の総合的かつ計画的な推進について規定。
- 平成 28 年度：「小学校学習指導要領」を改訂
- 平成 28 年度：「中学校学習指導要領」を改訂
- 平成 29 年度：「沖縄県教育振興基本計画【後期改訂版】」を策定
- 平成 29 年度：「高等学校学習指導要領」を改訂
- 平成 30 年度：「第 2 次沖縄県環境基本計画【改定計画】」を策定
- 平成 30 年度：「沖縄県環境教育等推進行動計画【改定計画】」を策定
- 令和 3 年度：「(第 3 期) 沖縄県教育振興基本計画」を策定
- 令和 4 年度：「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 (沖縄振興計画)」及び「新・沖縄 21 世紀ビジョン実施計画 (前期)」を策定
⇒豊かな自然環境を守り、劣化させることなく次世代に引き継ぐため、環境保全等に対する県民参画の推進及び環境保全の意欲の醸成について規定。
- 令和 4 年度：「第 3 次沖縄県環境基本計画」を策定
- 令和 4 年度：「第 2 次沖縄県環境教育等推進行動計画」を策定

第2節 行動計画の目的等

1 行動計画の目的

持続可能な社会を実現するためには、様々な主体による環境保全活動の取組や、それぞれの問題解決能力を育む環境教育等を推進する施策の充実が重要となります。

このため、県の環境教育等の現状と課題や法の趣旨等を踏まえ、「第2次沖縄県環境教育等推進行動計画」（以下「第2次計画」という。）を策定します。

2 行動計画の位置づけ

第2次計画は、本県が平成21（2009）年度に策定した「沖縄21世紀ビジョン」において目指すべき将来像の1つである「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」を実現するための分野計画であり、また、環境教育等促進法第8条に基づき作成する行動計画に位置づけています。

また、「沖縄県SDGs実施指針」や「沖縄県教育振興基本計画」とも連動しながら実施します。

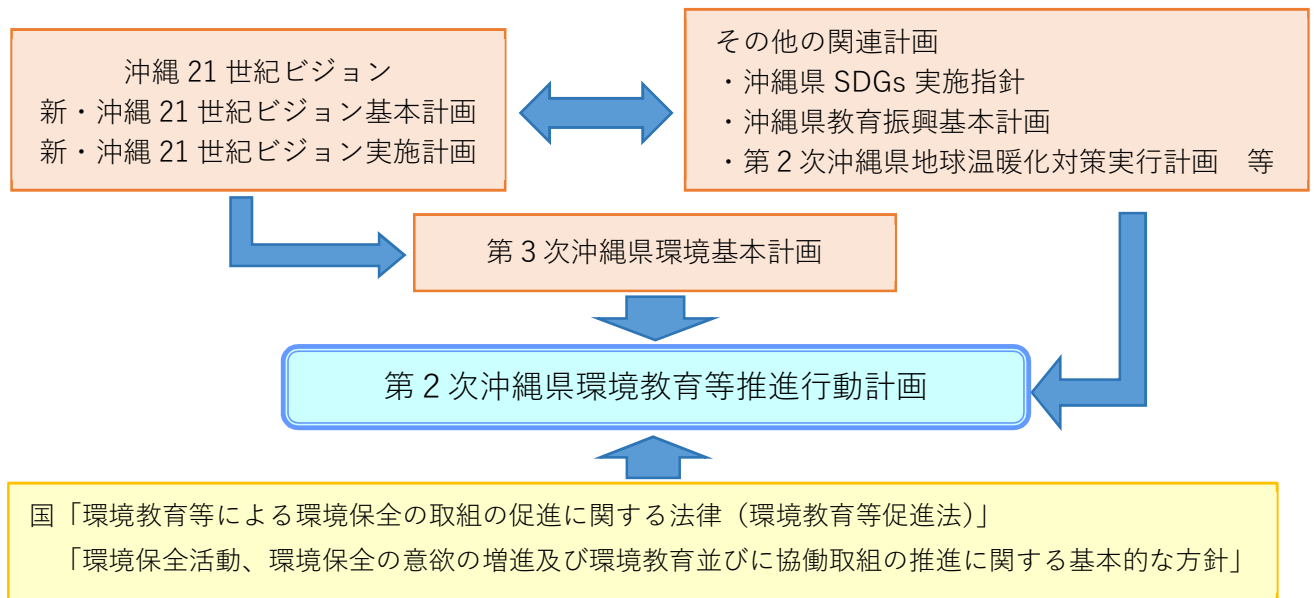


図 1-6 行動計画の位置づけ概略

3 行動計画の期間

計画の期間は、令和5（2023）年度から令和15（2033）年度までの11年間（※）とします。

※本県の環境施策の基本方針を定めた沖縄県環境基本計画で定める各種施策や施策目標と整合させるため。

計画	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
第3次 沖縄県環境基本計画	→										
第2次沖縄県環境教育等推進行動計画	→										

図 1-7 行動計画の期間